

～裁判所を利用される皆さまへ～

神戸家庭裁判所

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防のため、次の点にご協力ください。

- 来庁にあたってはあらかじめ検温をしてください。
- 発熱等の風邪症状がある場合には、事前に、担当係に電話等で連絡してください。
- マスク（不織布マスク）の着用にご協力をお願いします。
（不織布マスクは、ウレタンや布製のマスクよりウイルスの飛散を抑止する効果が高いとされています。）
- 裁判所の入口及び裁判所内に設置している手指消毒剤又は各階のトイレにある液体石けんで丁寧に手洗いをお願いします。

なお、裁判所では、職員のマスク着用、手洗いの励行、施設の消毒及び換気など感染拡大の防止に向けた取組を行っています。